

# 加入者登録事業所変更届 記入要領

1. 申出者の情報 加入者自ら署名する場合は、押印は不要です

基礎年金番号										フリガナ <b>ネンキン イチロウ</b>			生年月日		性別	
1	2	3	4	-	5	6	7	8	9	0	申出者氏名	<b>年金 一郎</b>		5:昭和 7:平成	年 月 日	1:男 2:女
フリガナ <b>トウキョウト マルマルク シカクサンカク1-2-3</b>										連絡先電話番号 ( <b>12 - 3456 - 7890</b> )						
住所 <b>東京</b> 都道府県										郡	市 区 町 村	<b>□△1-2-3</b>				

2. 変更前の勤務先の登録事業所情報

4	掛金納付方法	5	登録事業所番号	登録事業所名称
変更前	①: 事業主払込 ②: 個人払込		<b>2 2 2 2 2 2 2 2</b>	フリガナ <b>ネンキンケンセツ (カ)</b> <b>年金建設 (株)</b>

3. 変更後の勤務先の登録事業所情報

6	掛金納付方法	7	登録事業所番号	登録事業所名称
変更後	①: 事業主払込 ②: 個人払込		<b>1 1 1 1 1 1 1 1</b>	フリガナ <b>カ) ネンキンシヨクヒンサービ</b> <b>(株) 年金食品サービス</b>
8 企業年金制度等				拠出限度額 (月額)
<input type="checkbox"/>	00	他に企業年金制度なし		23,000円
<input checked="" type="checkbox"/>	10	企業型確定拠出年金		20,000円
<input type="checkbox"/>	11	企業型確定拠出年金および厚生年金基金		12,000円
<input type="checkbox"/>	12	企業型確定拠出年金および確定給付企業年金		
<input type="checkbox"/>	13	厚生年金基金		
<input type="checkbox"/>	14	確定給付企業年金		
<input type="checkbox"/>	15	石炭鉱業年金基金		
<input type="checkbox"/>	50	国家公務員共済組合(長期)		
<input type="checkbox"/>	51	地方公務員共済組合(長期)		
<input type="checkbox"/>	52	私立学校教職員共済制度(長期)		
9	掛金額区分	①: 掛金を毎月定額で納付します ②: 納付月と金額を指定して納付します (「加入者月別掛金額登録・変更届」を添付してください)		10 毎月の掛金額
				千 円 <b>2 0 0 0 0</b>

## 1 基礎年金番号

- 年金手帳または、直近のねんきん定期便を参照の上、基礎年金番号を記入してください。
- 基礎年金番号が不明な場合は、日本年金機構にご確認ください。

## 2 押印欄

加入者自ら署名する場合は、押印は不要です。

## 3 連絡先電話番号

日中に問い合わせができる電話番号を記入してください。(携帯電話の電話番号も可能です。)

## 4 掛金納付方法(変更前)

該当する項目に○印を記入してください。

## 5 登録事業所番号(変更前)

申出者が共済組合員の場合は記入必須となります。不明な場合は、人事、総務等担当者にお問い合わせください。

## <注意事項>

- 第2号加入者が転職・他の事業所へ転籍・登録事業所が他の事業所と合併した場合、引き続き第2号加入者として掛金を拠出するときに届け出る書類です。
- 太枠内のすべての項目について、ボールペンではっきり、分かり易く記入してください。(選択肢は、数字の場合は○印を、□の場合はレ点を記入してください。)
- 訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。
- この届出書の提出には、「事業所登録申請書 兼 第2号加入者に係る事業主の証明書 (K-101A号)」(事業主作成)の添付が必須です。申出者が共済組合員の場合は「第2号加入者に係る事業主の証明書 (共済組合員用) (K-101B号)」が必須です。
- 記入内容に不備があった場合は手続きが遅延することがあります。
- 変更完了をお知らせする通知はありません。

## 6 掛金納付方法(変更後)

- 掛金の納付方法は事業主に確認してください。
- 変更後の掛金納付方法が事業主払込の場合で、事業主払込が事業主にとって、今回が初めてのケースになる場合、「登録事業所掛金引落機関情報登録・変更届 (K-020号)」(事業主作成)を必ず、添付してください。(事業所登録を事前に行う共済組合員は除く)
- 掛金納付方法を事業主払込から個人払込に変更する場合は「加入者掛金引落機関変更届 (K-006号)」を必ず添付してください。

## 7 登録事業所番号(変更後)

申出者が共済組合員の場合は記入必須となります。不明な場合は、人事、総務等担当者にお問い合わせください。

## 8 企業年金制度等

- 企業年金制度等の加入状況について、該当する項目にレ点を記入してください。
- 加入状況は、「事業所登録申請書 兼 第2号加入者に係る事業主の証明書 (K-101A号)」または「第2号加入者に係る事業主の証明書 (共済組合員用) (K-101B号)」と同じ番号を選択してください。

## 9 掛金額区分

- 掛金の納付は「0:掛金を毎月定額で納付します」または「1:納付月と金額を指定して納付します」のいずれかを選択してください。
- 「1:納付月と金額を指定して納付します」とは、指定した納付月のみ掛金を納付する方法、または毎月異なる掛金額を納付する方法を指します。
- 「1:納付月と金額を指定して納付します」を選択する場合は、「加入者月別掛金額登録・変更届 (K-030号)」をあわせて提出してください。

## 10 毎月の掛金額

- 掛金額区分で「0:掛金を毎月定額で納付します」を選択する場合のみ記入してください。
- 毎月の個人型年金掛金額は5,000円~拠出限度額(ご自身の企業年金制度等の加入状況に対応する拠出限度額)まで指定できます。
- 掛金額は1,000円単位で指定してください。